

仕 様 書

- 1 件 名 海外出張「Food & Hotel Thailand 2018」出展等に伴う業務委託
- 2 委託業務内容 現地顧客訪問から展示会出展に係る一連の業務
 (1) 渡航に関する旅券手配
 (2) 空港・ホテルの送迎車およびガイドの手配
 (3) 現地移動チャーター車両の手配
 (4) 公共交通機関利用券の手配
 (5) Wi-Fi ルーターレンタル等の手配
- 3 委託期間 契約締結日から平成 30 年 9 月 9 日まで
- 4 履行場所 第 7 項に記載する各業務履行場所に準ずる
- 5 出張先及び人数 タイ・バンコク 6 名
- 6 出張行程 ア 平成 30 年 7 月 23 日から 7 月 27 日まで
 イ 平成 30 年 9 月 5 日から 9 月 9 日まで

7 委託業務内容詳細

	経費	詳細
1	渡航費（往復） （渡航に関する手配）	ア：出張期間【7月23日（月）～7月27日（金） 5日間】 (1) 往路 平成 30 年 7 月 23 日（月）午前発 同日午後着 羽田空港（HND）発⇒スワンナプーム国際空港（BKK）着 (2) 復路 平成 30 年 7 月 27 日（金）午前発 同日午後着 スワンナプーム国際空港（BKK）発⇒羽田空港（HND）着 (3) 数量 6 名分 イ：出張期間【9月3日（月）～9月9日（日） 7日間】 (1) 往路 平成 30 年 9 月 3 日（月）午前発 同日午後着 羽田空港（HND）発⇒スワンナプーム国際空港（BKK）着 (2) 復路 平成 30 年 9 月 9 日（日）午前発 同日午後着

		<p>スワンナプーム国際空港 (BKK) 発⇒羽田空港 (HND) 着</p> <p>(3) 数量 6名分</p> <p>[備考]</p> <p>①上記を満たす航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を明示すること。なお燃油サーチャージ費用及び現地通貨の円換算は、渡航時を想定して算出すること。</p> <p>②航空券については、応札日から起算して3営業日以降に発券期限が設定されたものであること。</p> <p>③いずれも午前出発、同日到着の日系航空会社の航空券を手配すること。</p>
2	<p>空港・ホテル間送迎費 (空港・ホテル間送迎車およびガイドの手配)</p>	<p>(1) ア：7月23日入国時 イ：9月3日入国時 送迎車 (バンタイプ) 各1台 ガイド 各1名 経路：スワンナプーム国際空港 (BKK) からホテル間の送迎</p> <p>(2) ア：7月27日帰国時 イ：9月9日帰国時 送迎車 (バンタイプ) 各1台 ガイド 各1名 経路：ホテルからスワンナプーム国際空港 (BKK) 間の送迎</p> <p>[備考]</p> <p>①送迎車は10名程度乗車可能で、かつ人数分の荷物も積載可能であること。</p> <p>②運転手はドライバー経験5年以上で、かつ十分に市内道路事情を把握していること。</p> <p>③空港・ホテル間の送迎は、日本語でコミュニケーション可能なガイドを付け、ホテルチェックイン、チェックアウトまでの一連の手配補助を行うこと。</p>
3	<p>車両チャーター費 (現地移動用チャーター車両の手配)</p>	<p>車両 (バンタイプ) 顧客訪問・展示会搬入 (8時間/日) ア：7月24日、25日、26日/ 各日5台 (顧客訪問) イ：9月4日/ 5台 (4台：顧客訪問、1台：展示会搬入)</p> <p>[備考]</p> <p>①上記期間における1台あたりの利用時間は1日8時間とする。</p> <p>②運転手はドライバー経験5年以上で、かつ十分に市内道路事情を把握していること。</p> <p>③チャーター車両は1台あたり7名乗車可能なものとする。</p> <p>④時間超過30分毎の追加費用についてもあらかじめ記載すること。</p> <p>⑤関係機関・顧客訪問時に発生する高速道路利用料金および駐車料金等は本契約に含めるものとする。</p>
4	<p>鉄道等交通費 (公共交通機関利用券の手配)</p>	<p>(1) 種類 BTS 30デイ・スマートパス</p> <p>(2) 数量 ア：6枚 (1名1枚の6名分) イ：6枚 (1名1枚の6名分)</p> <p>[備考]</p> <p>滞在期間中、展示会場⇄ホテル間の往復を含む市内移動に十分な金額をチャージした上で納品すること。</p>

5	Wi-Fi ルーターのレンタル費用	<p>現地（タイ・バンコク）において、以下の期間中に使用可能な Wi-Fi ルーターの手配</p> <p>ア：7月23日から7月27日まで 6台</p> <p>イ：9月3日から9月9日まで 6台</p> <hr/> <p>[備考]</p> <p>①1日500Mbyte程度通信できること。</p> <p>②通信スピードは3Gまたは4GLTEに対応していること。</p> <p>③空港（羽田空港）で受け渡し及び返却ができること。</p> <p>④紛失・破損等を全額補償するプランへの加入料金を含んだ金額とすること。</p>
---	-------------------	--

8 支払方法

契約相手方の請求により30日以内に指定口座へ振り込む

9 共通要件

- (1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 入札書の他に第7項で示した経費区分を明らかにした見積書を提出すること。
- (3) 第7項で示した各種業務については委託者と事前に十分な協議を重ねた後、手配を開始すること。また、現地事情等により、急きょ日程及び時間等を変更する必要があるため、常時、受託者が責任を持ち窓口対応を行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく委託業務契約先に決定した場合、本展示会展出企業向けの渡航手配窓口として対応可能であり公社指定日時に行う出展社説明会に出席可能なこと。
- (5) 本委託業務においてホテルの宿泊手配が生じる場合、事前に委託者と協議を行ったうえで手配を行うこと。
- (6) 航空券については、委託者基準で開札後3営業日以上が発券猶予があること。
- (7) 航空券と空港使用税が別扱いの場合は、現地滞在期間中に現地係員等により対応可能なこと。
- (8) その他、本仕様書の定めが無い事項については、下記担当者との協議の上、その指示に従うこと。

10 希望申出要件

下記①か②のいずれかを満たし、③及び④の要件を満たす者

- ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「190・その他の業務委託等」で登録があり、「C」以上に格付けされている者であること。
- ②本委託業務に関し、十分なノウハウを有し、それらを当公社又は官公庁等に対して提供した実績を有している者であること。
- ③会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ④東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

11 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）の

すべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

1 2 契約事項の遵守・守秘義務

（1）本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

（2）本契約業務の履行により知り得た個人情報 は 公 社 の 保 有 個 人 情 報 で あり、その取り扱いについては、「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

1 3 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

1 4 担 当

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部

国際事業課 八尾・長谷川 TEL 03-5822-7241

以上